

P.96 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 皆様、おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書のとおり、市長と教育委員会の所管事務のあり方について質問させていただきます。初めての質問ということで、少し長くなりますが、お許しをください。

この質問は、教育委員会が担当している学校教育以外のスポーツ、文化、社会教育を市長の担当に移したほうがより効果的、効率的に羽島市の魅力を向上させることができるのではないかと、そういう趣旨でございます。予算も使わず、仕事もふやさずに羽島市をよくしようと、こんなような提案でございます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、通称、地教法と言っていますけれども、この法律によって設置をされております。教育委員会の所管事務は、この法律で学校教育、スポーツ、文化、それから社会教育と定められています。法の精神に従ってというようなことはよくありますが、この地教法の精神は、教育行政の政治からの独立と継続性・安定性の確保を図ることでございます。学校教育、スポーツ、文化、社会教育は、政治から独立した機関である教育委員会が担当すべき、そういうことです。

これらが政治から独立すべきだとされた理由は、皆さんご存じのように、戦前の教育行政への反省からです。教育を利用して国民が同じように行動するよう誘導された戦前の教育行政の反省から、戦後は一般行政から教育行政を分け、政治的な影響力が教育にストレートには及ばない形にしたわけです。

ところが、平成19年にこの地教法が改正されました。地方公共団体の長、羽島市の場合には市長ですが、市長がスポーツや文化を管理、執行できるようになりました。これはいわゆる「できる規定」であり、必ずそうしなければならないというものではありません。しかし、法律が改正されたということは、改正しなければならないように相当大きな理由、いわゆる社会の変化やニーズがあったはずで、そうしてこのことについては、平成17年、中央教育審議会が発表した地方分権時代における教育委員会の在り方について詳しく触れられております。

それはそれとして私自身は、スポーツや文化について、現代の情報社会においては戦前の状況に戻るようなことはとても考えられない。イデオロギーの対立がスポーツや文化に持ち込まれる、そういったことはなくなってきた。そして、最後が一番大きいんですが、自治体の首長の中に、みずからの責任でスポーツや文化を推進したい、そう思われる方がふえてきた。これらから、スポーツや文化に関する権限を教育委員会から自治体の首長に移して、自治体全体として総合的・横断的に取り組めるようにすることが法改正の大きな理由である、そのように思っています。

実際にこの法律の改正を受けて、岐阜県では岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例を定めて、平成26年から順にスポーツや文化を教育委員会から知事の担当に移してきました。さらに岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則、いわゆる事務委任規則ですが、この事務委任規則を定めて、社会教育を教育委員会から知事部局の環境生活部長などへ委任をしています。

しかし、所管事務を移したとしても、それを実際に担当する職員が専門性がなければ、絵に描いた餅になってしまいます。岐阜県では、教育委員会でスポーツや文化、社会教育を担当していた教員も仕事と一緒に知事の部局へ異動しました。仕事と一緒に教育長の指揮下から知事の指揮下へそのまま異動したというわけでございます。

今では、例えばスポーツ関係には競技スポーツ課長、生涯学習関係には課長級の生涯学習企画監、文化関係には課長補佐など、何人も教員が知事の指揮下の事務職員として専門性を活かして頑張っています。

私は、このように岐阜県が教育委員会から知事へスポーツ、文化、社会教育の所管を移動させたということは成功であったと、そのように認識をしています。人格形成に大きな影響を持つ学校教育については、教育長がリーダーシップをとり、「清流の国ぎふ」づくりとの関係が深いスポーツ、文化、社会教育については総合的・横断的な立場から、知事がリーダーシップをとるという仕組みは、教育委員会、知事、そして県民にとって大きな成果を上げていると、そのように思っております。

では、県内市町村ではどうかといいますと、私が調べた範囲では、岐阜市、関市、美濃加茂市、可児市、多治見市、中津川市、高山市、下呂市が学校教育以外のスポーツ、文化、社会教育の全て、あるいは一部を教育委員会ではなく市長の担当としています。

例えば、関市では市長部局の協働推進部に生涯学習課、文化課、スポーツ推進課があり、教育委員会には教育総務課と学校教育を担当する学校教育課があるだけです。また、多治見市も市長部局の環境文化部に文化スポーツ課があり、教育委員会には教育総務課と教育推進課があるのみでございます。

さて、前置きが長くなりましたが、羽島市のことです。羽島市の将来に向けた大きな課題の一つは、少子高齢化とそれに伴う地域社会の活力低下だと思っております。この課題の解決に向けては、羽島市の人口の増加、特に出産や子育て世代の人口増加や羽島市内定住に向けた取り組みが重要になります。そして、近年の羽島市では、松井市長の強力なリーダーシップのもと、さまざまな施策を展開され、多くの成果を上げているところでございます。

しかし、スポーツ、文化、社会教育は、羽島市を活性化し、魅力を向上させるための重要なコンテンツでありながら、市長ではなく、市長から独立した教育委員会が担当しています。市長のもとに総合教育会議が設置されて、教育委員会と市長が主要な施策等について協議することになってはいますが、このような仕組みだけでは、市長が構想する施策を教育委員会がスピード感を持って立案し、実施することは困難と思われ、ましてや、教育委員会は選挙の洗礼を受けない、政治から独立した組織であり、人を育てる、よりよき人格を形成するという観点から施策を立案し、実施する組織であります。市長にはこのような教育委員会の文化に対して、市長ご自身の感覚との差に歯がゆい思いをされることもあるのではないのでしょうか。

このような課題は、先ほど述べた地教法の法改正の精神に従って、岐阜県や関市、多治見市のように、スポーツ、文化、社会教育の担当を教育委員会から市長へ移し、市長ご自身の権限と責任のもとで、市長の将来構想に基づく施策をスピーディーに立案し、実行していくことで解決できるものと考えております。

また、岐阜県は既にこれらを知事の部局へ移していますので、これらに関する事業を市長の担当としたほうが岐阜県と羽島市の連携や事務手続をスムーズに進めることができると思います。

そこで、スポーツ、文化、社会教育に関する事務を市長が担当することについてお尋ねをしたいと思います。

ことしの4月に開催されたスポーツ推進委員会総会では、委員長が挨拶で、地域スポーツの推進をコーディネートしていくことを通して、地域を活性化させるという役割があるということを再度認識してもらいたいと話されたようです。また、第六次総合計画の生涯スポーツの項目では、市民の生涯にわたる健康増進、生きがいづくり、コミュニケーションづくり等のため、気軽にスポーツに参加できる機会の提供に努めると示されています。どちらからも、スポーツ振興を通じて地域の活性化と健康づくりを図ろうとする思いが感じ取れます。

また、テコンドー競技のナショナルトレーニングセンター強化拠点施設の指定、トップアスリート育成支援事業における日本エコシステムソフトボールチームの支援なども、羽島市民の競技力向上を目指すことより、各チームの活躍を地域の誇りとして地域おこし、地域の活性化を図るという側面のほうが強い印象を受けます。

このようにスポーツの振興を図る目的が地域の活性化や健康づくりへと移ってきており、市民のスポーツに参加する意識もそのように変わってきているように思います。

文化の分野においても、不二竹鼻町屋ギャラリーや歴史民俗資料館、映画資料館の3施設は、文化や芸術に関する保存、展示、体験の場としても有効ですが、むしろ観光交流施設としての相乗的な集客効果を強く意識した運営が求められています。

不二羽島文化センターも市民へ質の高い文化や芸術を提供することもあります。多くの世代に出会いやふれあいの場を提供し、市民の交流促進に努めることも強く求められています。また、竹鼻の山車など民俗文化財は、その保存や継承者の育成も重要ですが、近年では観光資源としての活用もより一層重要となってきています。ご寄附いただく予定の山車展示施設は、そのことを示すよい例だと思います。

さらに、第六次総合計画の策定の背景の項目では、地域の自然や歴史、文化が、地域への帰属意識や住民の連帯感を強めるまちづくりのキーワードと示されています。

このように、以前は保護と継承に重点が置かれていた文化行政ですが、近年は文化の活用に重点が移ってきており、文化を羽島市を活性化し、魅力を向上させるための重要な観光資源や交流資源として捉え、文化財を活用したまちづくりを積極的に進めることが重要になってきています。

最後に、社会教育に関してですが、以前の議会で社会教育施設の所管のあり方が議論されました。そのときは社会教育施設の所管について、メリット、デメリットを含め議論されています。その議論の中にもあったように、平成30年12月に中央教育審議会が社会教育については、教育委員会所管を基本としつつも、市長が所管することを可とすべきという答申を発表しております。

今回は、社会教育は人格形成に一定の影響を与えますので、社会教育委員は政治的に中立な教育委員会が選任するなどの必要な配慮をしながら、施設だけでなく社会教育全体を教育委員会から市長の担当へ移すという提案をさせていただきます。

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画では、基本的な考え方として、地域づくり型生涯学習を通して、地域のきずな、コミュニティをさらに強化が挙げられています。その中では、生涯学習施策として地域づくり、地域のきずな、コミュニティというキーワードがたくさん出てまいります。

地域づくり型生涯学習という用語は、まさに生涯学習が今までのカルチャーセンターで教養を深めるような学習から、地域づくりで活躍するための学習へと大きく変化していくことを象徴するものであります。

また、社会教育を担う重要な施設に公民館があります。羽島市の場合には、各地域には公民館ではなくコミュニティセンターが設置されています。そして、このコミュニティセンターの社会教育に関すること、企画部長、市民協働担当部長などに委任されています。つまり既にコミュニティセンターにおける社会教育活動は教育委員会ではなく市長の担当となっており、市長の指揮下で生涯学習講座などが実施されています。

このように、社会教育、生涯学習を学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの視点から、市民の地域や社会への参加を一層推進するための活動として捉えることが重要になってきています。

このような状況の変化を踏まえ、平成19年の法改正の精神を活かして、スポーツ、文化、社会教育を市長の担当とし、市長ご自身の権限と責任のもとで、市長の将来構想による施策を総合的・横断的に、そしてスピード感を持って効率よく実行していけるようにしてはいかでしょうか。創造力、実行力あふれる松井市長ですからこそ、ぜひともそうしていただきたいと思っております。

そこで、1回目の質問です。

スポーツ、文化、社会教育に関する事務を教育委員会の所管から市長の所管へ移すことについて、市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願いたします。

P.100 市長（松井聡君）

◎市長（松井聡君） それでは、私から、議員ご質問のスポーツ、文化、社会教育に関する事務の所管のあり方について、所見を申し上げたいと存じます。

まず初めに、一部議員のご発言とも重複をする部分がございますことをおわびを申し上げ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のこれまでの改正の経緯と趣旨について、若干ご案内を申し上げます。

平成19年の法律改正では、スポーツ及び文化行政について職務権限の特例として、地域の実情や住民のニーズに応じ、地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせ、条例により地方公共団体の長が所管できることとなりました。

続いて、30年の法律改正では、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るための一環として、文化財の保護事務を条例により地方公共団体の長が所管できることとなったところでございます。

さらに、令和元年の法律改正では、教育委員会が所管する公立図書館、博物館及び公民館、その他の社会教育機関等について、まちづくりや観光など他の行政分野との一体的な取り組みの推進のため、地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することができることとなりました。いずれも条例規定という原則が掲げられているところでございます。

以上の経緯を踏まえ、地方公共団体の長が所管することにつきましては、議員の発言にもございましたとおり「できる規定」であり、教育委員会が所管することを基本とすべきであるとの考え方が根底にあると、私は思料をいたしているところでございます。

このことは、平成30年12月21日の社会教育の振興方策に関する中央教育審議会の答申の中でも述べられており、31年3月定例会でも、同僚の後藤議員からの一般質問におきまして、副市長からご答弁を申し上げたところでございます。

こうした中、本市においては、既に教育委員会から市長部局に移管している事柄といたしましては、頓挫を長年いたしておりましたコミュニティセンターの地元移管とあわせ、社会教育について事務の委任がなされております。これにより、市長部局と教育委員会が協調し、地域での生涯学習事業の学びが進められているところでございます。

ここで、今現在の調査を申し上げました県内他市の移管状況につきまして、私のほうからご案内をいたします。

まず、原則にごございます条例による移管がなされておりますのは、21市中4市でございます。高山市さんにつきましては、文化、スポーツを移管をし、社会教育は事務委任、多治見市につきましては、文化、スポーツを移管するとともに社会教育を文化に含めて運用をなされております。可児市におきましては、文化並びに文化財の保護、スポーツを移管をしておみえになります。社会教育につきましては、現在まだ確認中というところでございます。下呂市におきましては、文化、スポーツを移管し、社会教育は事務委任とされておるところでございます。補助執行というところが県内21市のうち4市でございます。補助執行というのは、内部的には執行機関、教育委員会の権限を補助し、市長部局が執行させること。対外的には執行機関、教育委員会の名で執行され、補助執行者、市長部局の名は表示をされないという手続でございます。この関係につきましては、関市が文化、スポーツ及び社会教育、中津川市も文化、スポーツ及び社会教育、美濃加茂市も文化、スポーツ及び社会教育と相なっており、各務原市は、文化及び社会教育を補助執行いたしております。その他といたしましては、岐阜市の文化関係があるというところでございます。

議員ご提案のスポーツ、文化、社会教育に関することの市長部局への移管につきましては、教育委員会の持てる力を学校教育現場の現在、極めて多般でございます課題に集中的に注力し、学校教育の充実に専念できる体制を形づくるといった考え方に基づくものであると思料をいたします。

例えば、文化、スポーツ面におきましては、まちづくり施策に関連の深い事務事業や文化財を活用した観光事業などにおいて、市長の権限と責任の

と、スピード感を持って効率的かつ効果的に事業展開ができるというメリットは、議員ご指摘のとおりでございます。

一方、市長部局への移管を行うことに当たり、その影響面を検討する事柄もでございます。例えば、スポーツ、文化、社会教育に関することを市長部局に移管する場合、専門性や企画力を有した人材の確保や育成が必要でございます。すなわち、現在、県派遣職員によって行っていたいております事務が市長部局に移管をされた場合にも、人材が確実に確保されるという保障があるかということでございます。また、移管する分野や事業に応じた適正数の職員配置やそれに伴います人件費の影響等も財政的には検討をしなければなりません。

さらに、移管後におきます市長部局と教育委員会との連携は、依然として必要でございます。とりわけ社会教育の事務については教育委員会に残ることとなり、特定の施設の管理運営が市長部局に移ることとなります。このようなことから、教育委員会との連携の希薄化を招かないよう、十二分なる注意を払わなければなりません。

以上、述べさせていただいた課題については、既に移管をされた自治体の一部からの問い合わせでも同様のご意見をいただいているところでございます。

今後は、議員ご指摘の利点と課題をより詳細に検討を加えながら、教育委員会のあるべき中立性、自主性及び独立性を侵害しないという原則を踏まえ、効果的かつより質の高い行政サービスの実現を目指し、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

P.102 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） 詳細を検討しながらご判断いただくということですので、適切な時期に適切なご判断をいただけるよう、よろしく願いをいたします。

課題を何点かご指摘をいただきましたが、その中で、私の経験からお話しできることについてちょっと触れたいと思います。

これだけ大きな組織の変更といいますが、担当の変更といいますが、権限の変更ですので、とても大変に思えるわけで、私も当時、県教にいたんですが、これは大変なことだなと思いつつ、知事部局と折衝をしておりました。実際には何が起こったかというところ、担当者が仕事と一緒に丸ごと移っていったと。3月31日まで、私たちと一緒に教育長の指揮下で仕事をしていただいていた担当者が、翌年の4月1日には知事の指揮下で仕事をしていると。仕事の内容は何も変わらない。担当者は人事異動がありますから、多少変わりますけれども、基本的には変わっていないと、そういうような動きでございました。

そういったことを踏まえてきますと、先ほどの市長様のご答弁の中で、私が考えられるのは2つあるんですけれども、1つは人事権の問題でございます。適材が得られるかどうかということですが、教員は県の教育委員会、人事権でございます。羽島市の教員は羽島市の職員であることは間違いありませんが、人事権は県の教育委員会が持っている。普通ですと、県の教育委員会の同意を得て教員を市の教育委員会へ割愛をすると、それから市の教育委員会の権限で市長部局へ出向させると、こういうような手続をとっていくわけですが、当然、県の教育委員会の公式、非公式を含め同意なり協力が必要ということになります。

私自身は、森教育長がいらっしゃるこの羽島市で、県の教育委員会が森教育長に協力しないなどということとはとても考えられない、全面的に協力をしてくれるものだと、このように思っております。

もう一つ、連携ということなんですが、いずれにしても、専門性のある教員がその業務を担うということは十分考えられる話です。ですから、それが教育委員会で行っているか、市長の部局で行っているかによって、教育委員会が市長の部局と連携するのか、市長の部局が教育委員会と連携するのか、主たる連携の方向が変わるだけで、連携の具体そのものは一向に変わらないんだらうと思います。

この辺のところは、実際に人の話になって、どういう教員がその中心を担うかということによって変わってくる場合がありますけれども、それは今でも同じことですので、そう大きな変化はないし、実際に私の経験からもなかったなと思っております。

いずれにいたしましても、私の今のこのような経験のことを参考にさせていただいて、適切な時期に適切なご判断をいただければ、幸いだと思っております。

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

次は、教育委員会のお考えについてお尋ねをしたいと思います。

羽島市内への子育て世代の定着促進のためには、羽島市の学校教育を充実させ、羽島市の教育環境が周辺市町村よりもすぐれていることが実感できるようにすることが重要だと考えております。また、少子高齢化の中で、羽島市の活力向上を担う人材を育成するためにも学校教育の充実が欠かせません。しかし、現在の学校にはいじめ、発達障がい、不登校、学力向上、アレルギー対策、熱中症、ICT教育、食育、主権者教育、小学校英語・道徳教科化、プログラミング教育、さらには教員の働き方改革、中堅教員の不足、臨時的採用教員の増加、保護者への適切な対応など、非常に多種多様な課題が山積みとなっております。

また、Society 5.0に象徴される30年後の社会、今の小学生が40歳になろうかと思いますが、そういう未来社会を想像しますと、小学校や中学校で一生懸命に教科書で学んだ知識は、持ち歩いている情報機器の中にありますので、もはや頭の中に記憶しておく、そんな必要性はない時代になるかもしれません。

英語にしても、持ち歩いている情報機器がどこの外国語にも簡単に通訳してくれそうです。経理や総務、人事といった事務仕事はなくなっているかもしれません。町の開業医でさえ、AIに取ってかわられるかもしれないと言われております。

そのような未来社会を生き抜くための必要な力は何かを考え、そのような力を身につけることを今の学校ではもっと意識しなければなりません。

これらの課題の解決には教員の研修、意識改革をベースとした地道で継続的な取り組みが必要であり、教育長がその持てる力全てを、そこへ集中させなければ、とてもこれらの課題の解決は困難です。そのためにも、市長のまちづくりに関する施策との連携への配慮が必要なスポーツ、文化、社会教育を教育委員会から市長の担当へ移し、教育長が学校教育の充実に専念できる体制をつくる必要があると思っております。

そして、教育長みずからが一人一人の教員と繰り返し対話しながら、羽島市の学校教育の水準を高め、市内外へその魅力を発信してほしいと思っております。岐阜県教育委員会は、いち早くそのような体制をつくり、学校教育をより一層充実させてきました。一方、スポーツや文化、社会教育も、知事のリーダーシップのもと、岐阜県活性化の施策の中の重要なピースとして充実してきました。羽島市にも、ぜひその道を歩んでほしいと考えています。

先ほど、市長部局としてのご意見を伺いました。当然、担当を移すことは、市長部局サイドの意見だけで決めるのではなく、教育委員会サイドの意見を踏まえる必要があります。地教法にも教育委員会の意見を聞かなければならないという条文があります。

そこで教育長に質問です。

スポーツ、文化、社会教育などを教育委員会の所管から市長の所管へ移し、教育長が学校教育の充実、発展に、その持てる力の全てを注ぐような教育委員会の体制をつくることについてのご所見をお聞かせください。よろしく願いいたします。

P.104 教育長（森嘉長君）

◎教育長（森嘉長君） スポーツ、文化、社会教育などの教育委員会所管事務につきましては、現在も市長が定める教育大綱に基づき、市長部局と連携し、スポーツと健康づくり、文化芸術と観光、社会教育と地域振興などについて、関係の所管が協力して事業を進めております。また、コミュニティスクールの運用を通して、学校と家庭・地域の連携を一層強め、スポーツや文化に係る行事はもとより、その振興や継承にも努めていただいているところでございます。

議員ご指摘の教育委員会の所管を学校教育のみに集中させることで、教職員への指導、助言の充実や教育活動の質の高まり、さらには教員の働き方改革などへの効果が見られることも期待されますが、次期学習指導要領の理念でもある社会に開かれた学校教育を展開する上では課題もあると思われます。また、子供たちの健やかな成長のためには、家庭・地域、学校、行政、そして団体・企業等が協力してスポーツ、文化、社会教育に一体的に取り組む必要があると考えます。

所管を市長部局と教育委員会のどちらにするにしても、先行する自治体の状況や本市の実情を踏まえ、その効果・課題を十分に考慮した上で、所管する部署を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

P.105 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ありがとうございます。

メリット、デメリット、両方あることは当然でございます。検討をいただきたいと思うわけですが、検討するときの視点というか、背景について少しお話をさせていただきたいと思っております。

教育委員会、教員サイドからこういう話は余り出てこないんですけども、私、教員やめましたので、話をさせていただきます。

現在は、地域の教育力、家庭の教育力の低下が指摘される時代になってきています。そして、私は教育委員会や学校、教員が教育分野の全てについて深く関与し過ぎている。そのことも低下の原因の一つではないかなど、このように思っています。羽島市では、コミュニティスクールが先陣を切って実施されているわけですが、このコミュニティスクールの一番根本の狙いは、教育を学校から地域に取り戻すことだと考えています。

教育委員会や学校、教員が持っている教育全般に対する影響力を減らして、教育専門家以外の方々が責任を持って主体的に一定分野の教育を担うことが地域の教育力、家庭の教育力の向上に向けた重要な取り組みになると思っています。今回の提案は、市長のリーダーシップによるまちづくりのみならず、このような考えも踏まえた上での提案でもございます。

また、子供たちが育つには、多様な価値観に囲まれた環境が重要です。現在は、学校に限らず、いつでも、どこでも、教員から指導を受ける、あるいは教員が決めた方針に基づいた指導を受けるという場面が多いです。どうしても、子供や保護者は教員が持つ価値観に影響され、教員からの評価が全てになってしまうがちです。

私はそのような環境ではなく、教員以外の方々がみずからの価値観に基づいて子供たちを指導し、子供たちを評価する場面がふえていくといいなと考えています。価値観や評価の多様性が確保されてこそ、子供たちは自分らのすばらしい個性を伸ばしながら、伸び伸びと大きく成長していくことができると思っています。

きょうの提案は、そのための第一歩でもあります。もちろん、森教育長はそんなことは十分ご承知と思いますが、羽島市の教育の発展のためにこのような視点、背景も参考しながら、ご検討していただけるとありがたいと思います。

最後に、補足的な質問をさせていただきます。

仮に教育委員会の生涯学習課とスポーツ推進課を教員を含む現在の職員構成のまま市長部局へ移すと仮定した場合のことです。新庁舎の平面計画によると、企画部の総合政策課、市民協働課、教育委員会の生涯学習課、スポーツ推進課は同じ3階に配置され、隣り合っているようです。仮に、スポーツ、文化、社会教育の担当を教育委員会から市長部局へ移すとした場合に、現在の新庁舎建設計画へ与える影響があるかどうかについて、ご説明をお願いいたします。

P.106 総務部長（橋本隆司君）

◎総務部長（橋本隆司君） 新庁舎の平面計画では、現在の教育委員会事務局の全ての部署が3階フロアに配置される予定となっております。

お話にありましたとおり、現在のスポーツ、文化、社会教育を所管する部署と市のまちづくりを総合的に企画立案する総合政策課及び教育委員会からの事務委任によりコミュニティセンターにおける社会教育に関することを実施しております市民協働課が所属する企画部が隣り合う形となります。このフロア構成につきましては、事前の業務関連調査におきまして、関連性の深い業務を洗い出し関連部署を近接させるなど、部署の配置に反映させております。

加えて市長、副市長及び教育長も同じフロアとなりますことから、物理的に離れている現在の状況と比較した場合、協議を重ね、連携を図る上で、より迅速に効率よく行うことができることとなります。このことにつきましては、スポーツ、文化、社会教育の所管業務を市長部局に移管する、しないにかかわらず、同様の効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

P.106 1番（南谷清司君）

◆1番（南谷清司君） ありがとうございます。

いただきましたご答弁全体からは、スポーツ、文化、社会教育を教育委員会から市長の担当へ移すことについての絶対的な支障というものはないように感じられます。羽島市のまちづくりと羽島市の学校教育のさらなる発展充実に向けて、スポーツ、文化、社会教育を市長の指揮下で施策を立案し、実行するのか。それとも、このまま市長から独立した教育長の指揮下で行うのか、市長のご決断次第と思われる。

市長には、時期的な課題はありますが、市政全体のマネジメントの観点から、また大局的な立場からの適切なご決断をいただけるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。